

補助金調書

補助金名	単位老人クラブ活動費助成			担当課 (連絡先)	保健福祉局健康福祉のまちづくり部 地域福祉課(TEL711-4881)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	単位老人クラブ		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
補助開始年度	昭和38	年度	経過年数	50	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	老人福祉法第13条第2項の規定に基づき、福岡市内における老人クラブの円滑な活動と運営を助成することを目的とする。 地域に根ざした仲間づくり、奉仕や趣味の活動を行っていることに対し、補助金を交付している。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 単位老人クラブ：月額4,800円×12月				
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	888 件	906 件	912 件		
	51,149 千円	50,925 千円	52,109 千円	52,478 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・社会奉仕活動(清掃美化活動、交通安全活動、地域の見守り活動) ・教養・レクリエーション活動(演芸会、各種教養講座、社会見学) ・健康増進事業(健康体操、健康料理教室、各種スポーツ) 					
補助金交付 による効果	老人クラブの実施する、健康づくり・社会奉仕・文化活動・スポーツ大会などの各種事業は、高齢者自身の社会参加の機会の増加、健康の維持、介護予防の推進とともに、高齢者による地域の見守り・地域活動などを通じ、高齢者の福祉の向上に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。また、当該年度は当初予算額を記載しております。